

『私聚百因縁集』の成立時期（二）

——『拾芥抄』『倭漢皇統編年合運』等へ及びたる『文献通考』の影響から——

湯谷 祐三

—

日本中世の仏教説話集『私聚百因縁集』全九巻は、巻一から巻四の天竺之篇、巻五・巻六の唐土之篇、巻七から巻九の和朝之篇の大きく三部に分かれる所謂「三国構成」を成している。「三国」それぞれの部の冒頭に位置する説話は、それぞれ「天竺仏法王法ノ縁起由来」（巻一第一話）、「唐土仏法王法縁起由来」（巻五第一話）、「我朝仏法王法縁起由来」（巻七第一話）と題されており、「三国構成」が現存『私聚百因縁集』の主要な構造であることを強く印象付ける。

本稿では、その「三国構成」を形成する説話の一つである巻五第一話「唐土仏法王法縁起由来」の記述を取り上げ、それが和漢の年代記や歴史書の記述の中でどのように位置づけられるものであるのかを考察して、『私聚百因縁集』の年代記的記述の特異性の一端を明らかにし、更に『私聚百因縁集』の成立時期についても言及したい。以下に

—

卷五第一話の冒頭を掲げる（傍線部は引用者による。へゝ内は割注である。以下同）¹⁾。

二

唐土^{タウ}仏法^{フツ}法^{フツ}縁起^{エンキ}由來^{ユライ}

漢家^{カンケ}ノ始^{ハジメ}自^{ヨリ}天^{テン}皇^{ワウ}一^{イチ}万^{マン}八^{ハツ}千^{セン}歳^{サイ}一^{イチ}、凡^{スベテ}經^{ケイ}三^{サン}皇^{クワウ}五^ゴ帝^{テイ}一^{イチ}へ伏義^{フツギ}・神農^{ノノウ}・黃帝^{クワウ}、此^{コノ}云^{イフ}三^{サン}皇^{クワウ}ト也^{ナリ}。小昊^{コウ}・顓頊^{センキョク}・帝嚳^{テイカク}・帝堯^{テイギョウ}・帝舜^{テイジュン}、凡^{スベテ}此^{コノ}云^{イフ}五^ゴ帝^{テイ}ト也^{ナリ}。夏^カへ十七^{ジュウシチ}主^{シュ}・凡^{スベテ}四^シ百^{ヒャク}五^ゴ十^{ジュウ}八^{ハツ}年^{ネン}ト也^{ナリ}。殷^{イン}へ二十八^{ニジュウハチ}君^{クニ}・凡^{スベテ}六^{ロク}百^{ヒャク}五^ゴ十^{ジュウ}四^シ年^{ネン}ト也^{ナリ}。周^{シュウ}ノ第一^{ダイイチ}帝^{テイ}昭^{ショウ}王^{ワウ}二十^{ニジュウ}六^{ロク}年^{ネン}へ甲寅^{ケイイン}ト也^{ナリ}。四月^{シゲツ}八^{ハツ}日^{ニチ}仏生^{フツシヨウ}ス迦^カ毘^ヒ羅^ラ城^{シヨウ}ト也^{ナリ}。（後略）

右の掲出文以降も年代記的記述は続いているが、本稿ではこの冒頭の傍線部に注目してゆく。傍線部は中国の古代王朝である夏と殷の王の合計数と王朝の合計年数を記しており、摘記すれば、夏（一七王・四五八年）、殷（二八王・六五四年）となる²⁾。

いったい、年代記や史書に類する典籍の記述はその性格上多岐に渡り、そのすべてを比較することは非常に困難である上に、多くの比較項目を設ける事によって、逆に資料間の類似性と差違が曖昧になるという傾向もある。

本稿では、夏と殷それぞれの王数と総年数という、ごく限られた項目に絞って和漢の年代記・史書等の記述を調べ、『私聚百因縁集』の記述の特異性が、数ある和漢の年代記・史書の中の如何なる資料の記述を背景としたものであるかを考察し、もって『私聚百因縁集』の成立時期を考察する手がかりとしたいと思う。先ずは中国の史書の記述状況を次に概観する。

司馬遷の『史記』三代世表では夏・殷の王数（それぞれ一七世・二九世）のみを記し、総年数の記述が見あたらないが、現存する『史記』の注釈中最も古いという南朝宋の裴駰『史記集解』では、『汲冢紀年』を引用して夏（一七王・四七一年）、殷（二九王・四九六年）とする³。一方、現在『竹書紀年』として伝存する資料は後人の増改を経たものとされるが、少なくとも夏・殷の王数・総年数については、『集解』所引『汲冢紀年』と一致している。しかし『汲冢紀年』（や『竹書紀年』）の説は、その後の史書に受け継がれること無く、ほとんど孤立した言説となった⁴。

『史記』に続く正史『漢書』では、その律曆志に夏（一七王・四三三年）、殷（三一王・六二九年）とし、結果的に、この記述（やそれに類する記述）が宋代までの年代記・歴史書における夏・殷の王数・年数の「スタンダード」となるのである。

晋の皇甫謐の撰になるという『帝王世紀』は、後の史書にも大きな影響を与えたとされるものであるが⁵、そこでは夏（一九王・四三三年）、殷（三〇王・六二九年）となっている。夏の王数が『漢書』より二人多いのは、『漢書』では敢えて除かれた羿・寒浞を加えたからであり、殷の王数も『漢書』より一人少ないが、夏・殷ともその総年数は『漢書』と一致している。

唐代の劉知幾撰『史通』や杜佑撰『通典』、欧陽詢撰『藝文類聚』には、夏・殷の王数・総年数は記されていないが、『初学記』はその「帝王部」の「叙事」のほとんどすべてを『帝王世紀』に拠っているし、『漢書』や『帝王世紀』の記述と同じものやそれに類するものは、北宋以降の年代記・歴史書に頻出する。

宋代を代表する歴史書である司馬光撰『資治通鑑』（一〇八四年）は周代から叙述を開始するため、夏・殷についての記述はないが、その欠を補うかのように神話上の伏羲から筆を起こしたが、司馬光がその最晩年の元祐元年

(一〇八六)に撰んだ『稽古録』で、その中では夏(一七王、四三二年)、殷(三〇王、六二九年)とあり、『漢書』『帝王世紀』の系列であることは明らかである。更に、『資治通鑑』の前記として編纂された宋の劉恕撰『資治通鑑外記』や、南宋末年の陳元靚の編とされ元明の刊本が現存する『事林広記』も『稽古録』と一致しており、宋代の歴史書の多くが『稽古録』の説を採っていることを知る⁸⁾。

また、本朝に伝来したことが確実な資料を挙げれば、『新古今和歌集』真名序の撰者たる藤原親経の編になるという『春秋曆』の序文で言及される北宋元祐三年(一〇八八)序の章衡撰『編年通載』や、『和漢朗詠集私注』(「三月三日」の項)・『和漢朗詠集註抄』(「閑居」の項)等に引用され、南北朝初期刊と目される五山版の存在する北宋熙寧九年(一〇七六)序の諸葛深撰『歴代帝王紹運図』、永和二年(一三七六)の五山板を有する元乾道三年(一一六七)後序の馬仲虎撰『歴代帝王編年互見之図』など、その夏・殷の王数・総年数の記述は『稽古録』に全く一致している¹⁰⁾。

このように、宋代中国の史書・年代記における夏・殷の王数・総年数の記述は、『漢書』『帝王世紀』に由来すると思しき『稽古録』系統の説が広く採用されるに至った観があるが、これとは全く異なる説を唱える典籍が元代に現れた。

『文献通考』全三四八巻は元の馬端臨の撰で、延祐六年(一二二九)王寿衍の「進文献通考表」を持つ。また、日本に伝来する元刊本には、その目録末に泰定元年(一二三四)刊行、至元五年(一二三九)補刊の記載があるという¹¹⁾。馬端臨は生没年未詳なるも咸淳(一二六五―七四)の進士であるから、『文献通考』の自序には年紀が明記されていないが、先の上表文や記述を考慮すると、その成立は十四世紀初頭と見て大過あるまい。

『文献通考』はその巻二五〇「帝系考一」において、夏(一七王、四五九年)、殷(二八王、六四四年)という数字を出しているが¹²⁾、特にその総年数は夏・殷の両者共に、宋代までに流布していたと思われる『稽古録』系統の説と

は全くかけ離れたものであり、それ以前に遡ってみても全く類例の無い説と言わざるを得ない¹³。

『文献通考』の内容については、杜佑の『通典』を「藍本」とするとされているが¹⁴、前述のごとく、杜佑の『通典』には夏・殷の王数・総年数の記述は無いため、先の『文献通考』の説がどういった典拠や史観に基づくものであるか不明であるが、同じ頃、元大徳六年（一二〇二）自序の胡一桂撰『史纂通要』や元至大三年（一三一〇）の陳櫟撰『歷朝通略』では、殷の王数・総年数は『文献通考』と一致するも、夏の総年数については、それぞれ四四一年・四五八年とするなど、『文献通考』と全同はしないが、さりとて『稽古録』のごとき四三二年説を採らない史書が成立しており、これらの間には何らかの共通する思想の存在や影響関係が予想される。一方、同じく元代に成立した文献であっても、『佛祖歴代通載』や『釈氏稽古録』等の仏教系の史書では、宋代以来の『紹運図』『稽古録』系の説を固守している点、興味深い。

明清以降は、『稽古録』系の説と一致したり類似するような史書は管見に入らず、清代の『御批歷通鑑輯覽』に見られるような夏（一七王・四三九年）、殷（二八王・六四四年）という、あたかも『稽古録』系と『文献通考』を折衷したかのごとき記述が多くなってゆくようである（『御定歴代紀事年表』『歴代皇帝年表』等）。これを見ても、『文献通考』系の記述の流布がわかるのであるが、ここで、日本中世の仏教説話集『私聚百因縁集』の記述を再掲すると、夏（一七王・四五八年）、殷（二八王・六五四年）となり、『稽古録』系の説でないことは明らかで、全同しいまでも、『文献通考』の説との類似が見て取れるのである。次章では日本の史書・年代記等における記述状況を検討したい。

日本の史書・年代記等において、夏・殷についての記述を有するものに限って見ると、鎌倉前期の『愚管抄』では夏（一七王・四三二年）、殷（三〇王・六一八年）として、殷の総年数に疑問を残すものの、大きくは『稽古録』系であるうし、末尾に元暦元年（一一八四）甲辰の記載を有する高野山金剛三昧院所蔵『漢朝皇代記』、鎌倉後期の成立と考えられる『唐鏡』や『帝王編年記』、文永八年（一二七二）の東大寺凝然撰『和漢春秋曆』¹⁵などは、いずれも夏（一七王・四三二年）、殷（三〇王・六一九年）として、『稽古録』系と全同する説を皆おしなべて記載しており、鎌倉期を通して日本の史書・年代記の記述は『稽古録』系の説が大勢を占めていたと見られる¹⁶。

南北朝期においてもこの傾向は変わらず、北畠親房の『神皇正統記』（一三四三年修訂）や康永三年（一三四四）の浄土宗名越派僧良山の『初学題字集』¹⁷、室町期に入って文安三年（一四四六）の『璫囊鈔』¹⁸等から、十五世紀後半の『塵荆抄』¹⁹に至るまで、『稽古録』系と全く一致しており、中国明代には既に『稽古録』系と一致するような記述は姿を消していたにもかかわらず、日本においては室町後期まで『稽古録』系の説が流通していたことがわかるのである²⁰。

以上、諸書の検討により、日本の中世を通して史書・年代記等の世界では、『漢書』『帝王世紀』に由来する『紹運図』『稽古録』系の所説が幅広く流布していたことが明らかになった。一方で、中国では元代以降しだいに史書の間に浸透していった『文献通考』系の所説は、少なくとも室町後期以前には、全くと言っていいほど見られない点にも注意したい。

こうした状況を踏まえて注目すべき資料は、洞院公賢の撰によるという南北朝期の有職故実書の一つ『拾芥抄』の記述である。『故実叢書』所収『拾芥抄』唐家世立部第二十一では、夏（一七王・四五八年）、殷（二八王・六四四年）

とあり、これは全く『文献通考』系の説であることから、『文献通考』系史書の日本における初期の影響例の一つかと目を引くのであるが、しかし、この部分には「天文本細註異動施」として本文の横に校異が付けられており、それによって「天文本」の本文を復元すれば、問題の箇所は夏（一七王・四〇三年）、殷（三〇王・六二九年）となり、『文献通考』系の所説とは全く異なる、むしろ殷に関する数字は『稽古録』系と一致する本文が現れたのである。両本文間で差違を示す数字は、夏の総年数四〇三年を除き、それぞれが中国の史書に典拠を有するものであることから、誤写により発生したものではあり得ない。

『故実叢書』所収『拾芥抄』は、その凡例に拠れば、慶長年間刊行の古活字本か寛永十九年以下刊行の整版本を指すと思われる「版本」に、現在国会図書館所蔵の天文二十三年写本を指すと思われる「家本」（即ち「天文本」）、及び尊経閣文庫蔵天正十七年写本を指すと思われる「前田侯庫本」に拠って「加校訂」とするものであるから、版本と写本とでは夏・殷の王数・総年数が全く相違することになる。そこで、国立国会図書館所蔵天文二十三年写本の当該部分、及び前田尊経閣文庫蔵天正十七年吉田梵舜自筆写本の影印を見るに²¹、両者共に夏（一七王・四〇三年）、殷（三〇王・六二九年）となっていることが確認できる²²。

よって、鎌倉末南北朝期の成立より室町後期に至る『拾芥抄』の伝写過程の中において、夏・殷の王数・総年数については一貫して『稽古録』系の数字が維持されてきたと考えられるのである²³。『故実叢書』本の本文に見られるような『文献通考』の説に類似した数字が現れるのは、江戸期の整版本の源に位置し慶長年間刊行とされる古活字版『拾芥抄』においてであり²⁴、十六世紀中頃より十七世紀初頭の約半世紀の間に、『文献通考』系の記述を持つ何らかの資料に基づいて改変されたものと考えられる。

『文献通考』の日本への将来時期を考える上で基準となる確実な史料は、瑞溪周鳳の『臥雲日件録抜尤』享徳三年（一四五四）十月十五日条であろう。この中では、『東坡詩注』に出る語句の意味について『太平広記』や『文献通考』を調べたことが見えており、十五世紀中頃には『文献通考』が確実に日本に存在し、学問の場で利用されていたことがわかるが、その一々の所説がどの程度利用され、また流布していたかは未知数である。

年代記や皇代記と称する典籍は中世以来本邦で数多く製作され、現在まで多数伝来しており、その中で和漢の記事を対照的に併載するものも少なくはないが、本稿で比較の対象とする夏・殷の王数・総年数等の中国古代の記事をも明記した資料となると、その数は限られてくる²⁵。

日蓮宗要法寺の僧円智日性が開板刊行した典籍は要法寺版として世に名高いが²⁶、その中の一つに『重撰倭漢皇統編年合運図』（以下、『編年合運図』と略称する）がある。

古活字版の『編年合運図』は、慶長五年（一六〇〇）が初刊とされ、それ以後、慶長八年・慶長十年・慶長十六年と版を重ねたという²⁷。また整版の『編年合運図』も慶長十六年・寛永七年・寛永八年と重刊され、正保二年には吉田光由による増訂版も刊行されるなど、『編年合運図』が広く世に流布したことがわかる。

この『編年合運図』において、夏・殷の王数・総年数は、夏（一七王・四五八年）、殷（二八王・六五四年）としているが、この数字は中国元代の『文献通考』に記す夏（一七王、四五九年）、殷（二八王、六四四年）と類似しており、何よりも仏教説話集『私聚百因縁集』と完全に一致している点、注目に値する²⁸。

『編年合運図』の成立過程について、川瀬一馬氏は「この倭漢合運図は日性の発明による編著ではなく、この種の編著には室町時代に僧侶の手でできてゐたものがあって、それに日性が増補を試みたものである。」とされる²⁹。

『編年合運図』の直接の原型であると断定されてはいないが、和漢の記事を上下対照させるなど類似した記事構成を持ち、「僧侶の手ででき」たとされるものに『三国一覽合運図』なる年代記があり、かつて平田俊春氏は『神皇正統記』との先後関係を論じて、「三国一覽合運が、正統記によって書いたことは明かである。」とされた³⁰。村山修一氏は「元来本書（三国一覽合運図―引用者注）は大岳周崇の編集にかかり応永年間（一三九四―一四二七）で終わっている筈ゆえそれ以後は追筆である。」とされる³¹。

大岳周崇（一三四五―一四二三）は、相国寺・天龍寺・南禅寺を歴任し、『四河入海』の一つ蘇東坡の詩集を注解した『翰苑遺芳』の著作もあり、国宝「瓢鮎図」や重文「王羲之書扇図」等への賛者としても知られる字僧である。その『三国一覽合運図』では、夏（一七王・四三二年）、殷（三〇王・六二九年）とあるから『稽古録』系のオーソドックスな説を採っていることがわかる³²。猶、類似する書名に『三国合運』なるものもあり、和漢上下対照する構成は同様であるが、夏・殷などの記述は無い³³。

もう一つ、卜部兼撰とされる『新撰三国運数符合図』（以下『運数符合図』と略称）なる年代記がある。今、真福寺蔵『三国合運之事』（内題『新撰三国運数符合図并名三光双覽抄』）について見れば、日性の『編年合運図』や大岳周崇の『三国一覽合運図』のような一年毎の詳細な和漢対照では無く、三国紀年の対応関係を簡略に示したものに過ぎないが、夏・殷については、夏（一七王・四三二年）、殷（三〇王・六二九年）と、やはり『稽古録』系の数字を提示している³⁴。その序文では、「仍以神代書籍摺テ阿含経仏祖通載并支那帝王編年等説合テ三国之運数以記之矣」として典拠資料を挙げているが、その中の「仏祖通載」とは元至正四年（一三四四）序の念常編『仏祖歴代通載』を指すものと考えられ、確かに『仏祖歴代通載』巻第二には『運数符合図』と全く同じ数字が記されているのである³⁵。

日性の『編年合運図』に先行して成立していた年代記について、その夏・殷に関する記述状況を検討した結果、十五世紀初頭までに成立していたと思われる大岳周崇の『三国一覽合運図』から、十六世紀初頭までに成立していたと

思われる卜部兼俱の『運数符合図』に至るまで、その夏・殷の王数・総年数の記述については、何れも鎌倉南北朝期以来諸資料に広く採用されている『稽古録』系の数字を挙げており、『文献通考』系の説は見あたらないことが確認されるのである。

五

以上、夏・殷の王数・総年数を指標として、和漢の歴史書や年代記、それに類する記述を持つ各種資料を概観した。中国においては、宋代まで『漢書』律曆志や『帝王世紀』に由来する数字が北宋の『紹運図』や『稽古録』に継承されて大勢を占めていたが、十四世紀初頭の『文献通考』の出現を画期として、元代には従来とは全く異なる数字が次第に流布するようになり、明清期を通して『稽古録』系と『文献通考』系を折衷したような新しい説が広く史書等に記載される事となった。

こうした傾向は、そのまま日本へも波及しており、鎌倉期から南北朝期にかけて、『稽古録』系以外の説は見られず、南北朝期以降、五山版で開板された中国史書も『稽古録』系の説を採るものであった。

室町期になってもこの傾向は変わらず、『臥雲日件録抜尤』の記事より享徳三年（一四五四）に『文献通考』が日本に存在したことは確実であるが、十五世紀初頭の『三国一覧合運図』から、十六世紀初頭の『運数符合図』に至るまで、従来通りの『稽古録』系の説を踏襲しており、これらをも参照していたであろう十六世紀末慶長五年の古活字版『編年合運図』において、急に従来とは異なる『文献通考』系の説が出現するのである。

鎌倉末南北朝期の成立で、その版本に『文献通考』系の説を持つことで注目される『拾芥抄』も、室町後期までの古写本類はすべて『稽古録』系の記述を持つのであり、『文献通考』系の記述に改変されたのは慶長年中の古活字本

刊行直前（あるいは刊行時）であったと推定される。

よって、その理由は不明なるも、日本における『文献通考』系の言説の流布は、およそこの頃、即ち遡っても一五〇〇年以降と見るべく、『編年合運図』や改変された『拾芥抄』がいずれも慶長年中に古活字版として刊行されたものであることを考慮すると、更に限定して慶長の直前に急速に『文献通考』系の説が流布した可能性もあるのである。

さて、改めて本稿の検討対象たる『私聚百因縁集』の記述の性格を考えると、それは夏・殷の王数・総年数に関し
ては『編年合運図』と全く一致するものであるから、如上の検討を踏まえれば、『拾芥抄』の改変や『編年合運図』の
成立と同じ時期に発生した言説と考えるのが最も自然に思われる。

ところで、現行の『私聚百因縁集』（承応二年版本）に備わる跋文には「時曆正嘉元丁巳七月中於常陸集記」と明
記されており、これを根拠として従来『私聚百因縁集』は鎌倉中期正嘉元年（一二五七）の仏教説話集として認知さ
れ、様々な中世作品との比較検討にも利用されている。

一二五七年とは中国では南宋末期宝祐五年であり、『文献通考』が上表された元延祐六年（一三一九）よりおよそ
六十年早く、管見の限り、この時期に夏・殷の王数・総年数において『文献通考』と類似する説を記す中国の文献は
見当たらず、日本でも鎌倉南北朝から室町中期十五世紀初頭に至るまで『文献通考』系の説は確認されないことを
考えれば、正嘉元年集記をうたう『私聚百因縁集』に『文献通考』系の説が記されているのは、非常に不可思議な現
象であると言わざるを得ない。

かつて筆者は、『私聚百因縁集』巻七第一話「我朝仏法王法縁起由来」の法然門下に関する記述を検討し、これが
東大寺凝然の『内典塵露章』の記述を背景とした可能性が高いことを指摘して、この説話が『内典塵露章』の成立年
である永仁五年（一二九七）以降に成立したものであろうことを論じた³⁶。

今回、『私聚百因縁集』の「三国構成」の一角を成すもう一つの説話である卷五第一話においても、正嘉元年という年紀には明らかに矛盾する記述を見出したことにより、現行の『私聚百因縁集』の跋文に対する疑義はより強まったと言えよう。

本稿では、『私聚百因縁集』の記述の上限を推定するため、夏・殷の王数・総年数というごく限られた記述に焦点を絞って日中の資料を概観したが、『私聚百因縁集』に含まれる年代記的記述はもとよりこれに止まるものではない。今後より多くの記述を取り上げて検討し、『私聚百因縁集』の直接の材料となった資料について考察を深めたいと思う。

注

- 1 『私聚百因縁集』のテキストは古典文庫第二六五冊所収の承応二年版本影印により、私に句読点を付した。
- 2 以下、王朝の王数については、「君」や「主」とする原資料の表記もすべて「王」に統一して表記する。また王朝名「商」も「殷」に統一する。本稿での便宜上の処置である。
- 3 『史記集解』の記述は、瀧川亀太郎氏「史記会注考証」夏本紀第二末尾、殷本紀第三末尾を参照した。
- 4 但し、宋鄭樵撰『通志』「氏族略第二」で、夏（一七王、四七一年）とするのは注意される。
- 5 「一体、六朝から唐初までは、皇甫謐の帝王世紀なる書が出来てからといふものは、古代の事に就てはこの書が多く行はれ、史記は割合に行はれなくなった。」（内藤湖南『支那史学史』「六朝末唐代に現はれた史学上の変化」、平凡社東洋文庫第五五七冊二五五頁）。
- 6 『帝王世紀』は現在輯本として伝えられている（『百部叢書集成』所収本など）。引用部分は『初学記』卷第九「帝王部」所引（中華書局版上冊一九九頁）。
- 7 『事林広記』（中華書局、一九九九年）所収の至元庚辰（二二八〇）の刊記を持つ『纂図増新群書類要事林広記』影印に拠る。

- 8 但し、例外として『冊府元龜』（殷の総年数六四五年）、「路史」（夏の総年数四八三年）等の記述がある（いずれも四庫全書所収本に拠る）。
- 9 五山版の存在については、川瀬一馬氏『五山版の研究』（一九四五年）二〇一・二〇二頁を参照。
- 10 『編年通載』は『四部叢刊三編』三三六に所収、『歴代帝王紹運図』は『叢書集成統編』二六五に所収、『歴代帝王編年互見之図』は蓬左文庫蔵寛永六年整版刊本（覆永和二年五山版）を参照した。
- 11 『静嘉堂文庫の古典籍 第一回中国宋・元時代の版本』（平成六年、静嘉堂文庫刊）四三頁参照。
- 12 『文献通考』の本文は、萬有文庫十通本の影印である中華書局版（上・下二分冊、一九八六年）を参照した。これには乾隆戊辰（一七四八年）の「重刻序」がついている。
- 13 但し、注8で言及した北宋大中祥符六年（一〇一三）頃に成立したという『冊府元龜』（四庫全書所収本）では殷の総年数を六四五年とし、これは『文献通考』（六四四年）と類似するが、その王数（三〇王）は『稽古録』系と一致する。なお、『宗本冊府元龜』（中華書局）全四冊は、南宋慶元三年（一一九七）頃の眉山書坊刊と推定される静嘉堂文庫蔵本を主体とする宋版の影印であるが、巻一から巻五を欠くため直接当該箇所状況を確認することができない。
- 14 『四庫全書総目提要』史部政書類一には「其書以杜佑通典為藍本田賦等十九門皆因通典而離析之、經籍帝系封建象緯物異五門則広通典所未及也」とする。馬端臨と『文献通考』については、山内正博氏「文献通考経籍考と直齋陳氏書録解題―四庫全書総目批判序説―」（『史学雑誌』七五―九（昭和四一年八月））を参照。
- 15 東大寺図書館蔵「和漢春秋曆」写本三卷三冊。下冊遊紙裏に「奥書云、文永八年（辛未）三月十四日記之。花厳宗沙門凝然三十二才」とあり、京都大学付属図書館平松文庫にも同系統の近世写本あり。
- 16 但し、文保年間までの記事を有する『仁寿鏡』では殷の総年数を六二〇年とする。
- 17 大日本仏教全書所収本の奥書に「応永二年十一月中旬始之、同三年甲申三月三日了。春秋五十二歳拭老眼疏之。期浄国沙門良山」とあるが、応永二年（一三九五）は編者良山の没年康安元年（一三六一）以後であるため、康永二年の誤記と思われる。
- 18 正保三年刊本『璫囊鈔』奥書によれば「于時文安三年丙寅五月二十五日終書功畢、觀勝寺金剛仏子行誉」とある。
- 19 古典文庫所収『鹿荊鈔』の市古貞次解説によれば「本書は文明十四年（一四八二）ごろの執筆にかゝり、ある部分は延

- 徳三年（一四九一）に書きつがれたものとして、大過あるまいと思われる。」とある。
- 20 但し、『天台名目類聚鈔』（夏の総年数一四九年、殷の王数三五王）や真福寺蔵『和漢年代曆』（殷の総年数六八八年）などの特異な数字を示すものもある。
- 21 国立国会図書館提供のマイクロフィルムと『尊経閣善本影印集成』十七（平成一〇年、八木書店）に拠る。
- 22 その他、天理図書館蔵天文十七年写本、大東急記念文庫蔵写本、京都大学図書館清家文庫蔵写本（いずれも室町期の写本）でも全く同一の数字であることを確認している。
- 23 従来、諸家に指摘は無いようであるが、『拾芥抄』の「唐家世立部第二十一」は、鎌倉藤原孝範（一一五八—一二四〇）撰の金言成句集である『明文抄』巻一帝道部の「唐帝王世立」を直接の典拠とすると思われ、そこには夏（一七王・四〇三年）、殷（三〇王・六二九年）の記載があり、古写本『拾芥抄』の諸本が正しくこの数字を継承していることがわかる。『明文抄』と『拾芥抄』との関係については拙稿『明文抄』と『拾芥抄』の諸本—その「唐家世立部」の関係をめぐって—（『愛知文教大学比較文化研究』九号（平成二二年二月）で述べた。
- 24 川瀬一馬氏『増訂古辞書の研究』（昭和三〇年、雄松堂出版）五三一・五三三頁に拠れば、「版本としては慶長中の印行と認むべき活字本が二種ある。」とされ、「古活字版以後の刊本は、何れも古活字本を基にして六冊に分つて刊行してある」とする。
- 25 例えば建長寺蔵『和漢年代記』（重文）などは、和漢上下対照の形式で非常に詳細な記事を有し、永徳元年（一三八一）までの記事で終わっていることから、南北朝までの和漢対照形式の年代記を代表するような資料と目されるが、周穆王五十二年、即ち釈迦の入滅年より記事を開始しており、本稿で問題とする夏・殷に関する情報は無い。
- 26 『大日本史料』第十二編之十三参照。
- 27 川瀬一馬氏『古活字版之研究』二五九頁から二六一頁を参照。
- 28 『編年合運図』の本文については、蓬左文庫蔵慶長十六年古活字本に拠る。なお、同文庫には『編年合運図』系の写本・刊本が複数所蔵されているが、その内『編年合運図』の成立を考える上で重要と思われる写本二種類の記述を古活字本と対照させて示す。

夏（一七王・四五八年）殷（二八王・六五四年）—慶長十六年古活字本（一〇五—一七）

- 夏（一七王・四五八年）殷（二八王・六四四年）——慶長年間写本（一〇一—一三）
夏（一七王・四三九年）殷（二八王・六四四年）——江戸初期写本（一四五—七一）
- 写本における殷の王数・総年数が『文献通考』と同一であるのは興味深く、これら写本の記述と刊本『編年合運図』の記述との関係については今後の検討課題とする。
- 29 川瀬一馬氏「古活字版の研究」増補篇七〇一頁。
- 30 平田俊春氏「日本古典の成立の研究」（昭和三四年、日本書院）九九〇頁。後に同氏『神皇正統記の基礎的研究』本論（一九七九年、雄山閣）にも同一の記述がある。
- 31 村山修一氏「大唐日本王代年代記について」『愛知学院大学文学部紀要』第二〇号（一九九〇年）。また『新纂禅籍目録』一四三頁に太岳周崇の編として『三国一覽合運図』一巻の記載あり。
- 32 『三国一覽合運図』の記述は、最古写本とされ大永三年までの記述を持つ龍谷大学蔵本を謄写したという東京大学史料編纂所蔵本に拠った。
- 33 また、『三国一覽合運図』の冒頭に「私云、一条台閣和漢編年支合図二」云々との記述があり、一条兼良（一四〇二—一四八一）にも同様の編著があったようであるが存否未詳。
- 34 類似する書名に『三光双覽抄』一冊があり、『国書総目録』に拠れば、隆念著、高野山宝亀院・宝菩提院（永正九年写）に蔵されるとある（未見）。以下の『実隆公記』記事中の「三光双覽」とはこれを指すか。
- 明応四年（一四九五）二月十二日「醍醐中将僧都来、三光双覽本所望之間借遣之。」
明応五年（一四九六）五月二十九日「三光双覽遅々無正体候。」（真光院尊海書状）
- 35 大正新修大藏経第四九冊四九二・四九三頁参照。
- 36 拙稿『私聚百因縁集』の成立時期—その法然門下についての記事と『内典塵露章』及び『天台名目類聚鈔』との関係から—『愛知文教大学比較文化研究』第六号（二〇〇四年九月）。